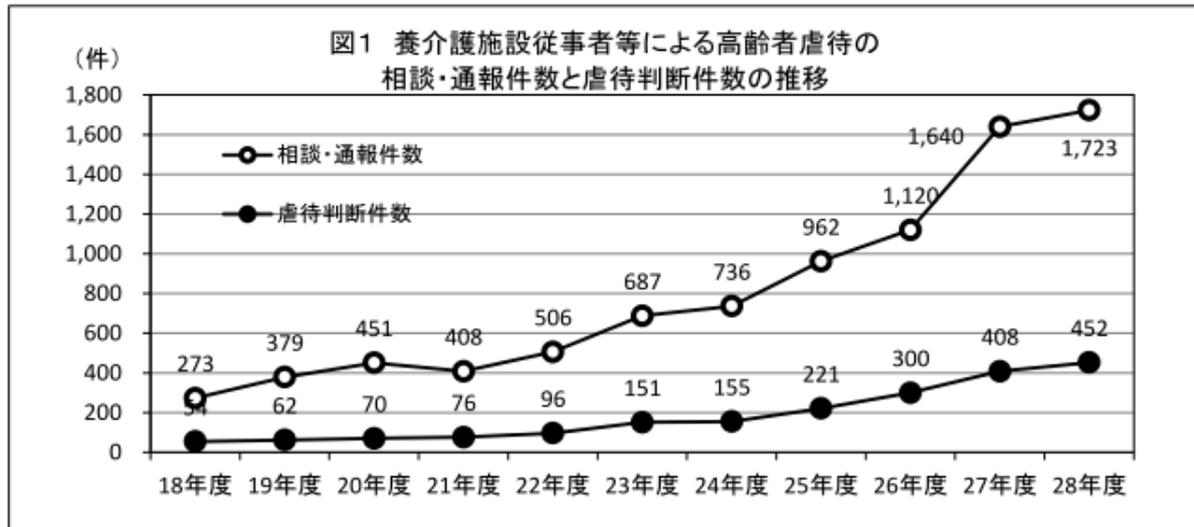


養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移が示唆する介護業界の急務



出所:厚生労働省 平成 28 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果 (<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12304250-Roukenkyoku-Koureishashienka/0000197120.pdf>)

上のグラフは、介護職員による高齢者虐待に関する相談・通報件数と、事実確認後に虐待と判断された件数の推移である。2006 年度には相談・通報 273 件、虐待判断 54 件だったものが 10 年後の 2016 年度には相談・通報が 1,450 件増の 1,723 件、虐待と判断されたものが 398 件増の 452 件となっている。虐待と判断されたものの中には、1つの事案で複数人の被虐待高齢者がいるものもあり、2016 年度に介護職員によって虐待された高齢者の人数は 870 人にも上る。

虐待には、暴力的行為や緊急時のやむを得ない場合以外の身体拘束などの「身体的虐待」、必要とされる介護を怠り高齢者の状態を悪化させる行為や医学的診断を無視した行為をするなどの「介護等放棄」、威嚇的・侮辱的な発言や態度などの「心理的虐待」、高齢者にわいせつな行為をする・させるなどの「性的虐待」、金銭を脅し取るや着服・窃盗・横領などの「経済的虐待」があり、なかでも「身体的虐待」は全体の 65.5%を占め、圧倒的に多いものとなっている。

本来、高齢者の生活能力の向上や QOL の実現のために援助を行う介護職員が、なぜ高齢者を虐待するという行為をするのか。しかも、それは年々増加している。虐待の発生要因としては、次のようになっている。(複数回答のため発生件数とは一致しない)

- 「教育・知識・介護技術等に関する問題」 289 件 (66.9%)
- 「職員のストレスや感情コントロールの問題」 104 件 (24.1%)
- 「倫理観や理念の欠如」 54 件 (12.5%)
- 「虐待を行った職員の性格や資質の問題」 52 件 (12.0%)

「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」 38 件(8.8%)

「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」 25 件(5.8%)

「その他」 9件(2.1%)

一般企業等においても、業務の知識・経験不足によってストレスが生じることを考えると、虐待の発生要因として二番目に多い「職員のストレスや感情コントロールの問題」についても、介護現場における知識や経験の不足が一因になっているであろうと推測でき、介護職員の知識、倫理観が欠如していることが虐待を引き起こしているとも言える。

虐待のあった施設・事業所のうち、約1割にあたる 117 の施設・事業所は過去にも何らかの指導等を受けており、そのうち 20 件は過去にも虐待事例が発生していたことが判明している。

また、相談・通報をした人数は 1,984 人になるが(複数人からの相談・通報もあり件数とは一致しない)、そのうち当該施設職員・元職員・管理者等は 872 人となり全体の 43.9%を占める。隠ぺいを図るのではなく相談・通報という手段が取られていることは歓迎すべき事実ではあるが、相談・通報があったものの実際に虐待と判断されるものは全体の 26%程度だったということは、虐待かそうでないかの認識の統一や知識の不備があるからではないだろうか。

これらのことから、介護施設・事業所において、知識や技術、そして倫理・資質に関する教育が不足しており、また、それらの教育体制が整備できない施設・事業所は問題が起きてもその再発防止策さえ十分に講じられないことが判る。

2025 年にかけて、38 万人の介護職員が不足すると言われている。その不足分を補うために、介護ロボットや見守りセンサーの開発・導入を推進し、生産性の向上や介護職員の負担軽減を図ろうという動きが活発である。そこに待遇の向上を合わせることで、他業界からの人材獲得も積極的に行う必要がある。しかしながら、それはつまり、介護に関する知識・技術のない人材の割合が今以上に増えていく可能性が高まるということでもある。知識、技術、倫理、資質を備えられるよう教育体制の整備に業界全体で取り組むことが急務となっている。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。